　第７６号議案

　　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年９月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年品川区条例第５９号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１０の項中「私立幼稚園等園児保護者補助金および私立幼稚園等入園料補助金」を「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金」に、「私立幼稚園等園児保護者補助金等交付事務」を「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付事務」に改め、同表２１の項を次のように改める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２１ | 削除 |  |

別表第２の１の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表１２の項中「私立幼稚園等園児保護者補助金等交付事務」を「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付事務」に改め、同表３１の項を次のように改める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３１ | 削除 |  |  |

　　　付　則

　この条例は、令和７年７月１日から施行する。ただし、別表第１の１０の項ならびに別表第２の１の項および１２の項の改正規定は、公布の日から施行する。

　（説明）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、条例で定める個人番号の独自利用事務の範囲を改めるほか、規定を整備する必要がある。